

政令第 号

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律の一部の
施行期日を定める政令

内閣は、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十八号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成十七年八月一日とする。

理由

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。